

令和 8 年 6 月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和 8 年 6 月 23 日（火）午後 6 時 00 分～午後 7 時 10 分

2. 場 所

河内長野市役所 8 階 802 会議室

3. 出席委員

小川教育長、嘉名教育長職務代理者、大矢委員、河野委員、小山委員

4. 6 月定例教育委員会会議録署名委員

教育長、嘉名教育長職務代理者、小山委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、生田教育推進部教育監、古城教育総務課長、篠崎学校教育課長、森口学校教育課参事、西川学校教育課参事、濱田社会教育第 1 課長、山本社会教育第 2 課長、太田社会教育第 2 課参事、松村教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

小川教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和 8 年 6 月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

小川教育長

前回の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。
特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

小川教育長

6月の会議の会議録の署名は、私のほかに嘉名教育長職務代理者と小山委員
にお願いします。

嘉名教育長職務代理者、小山委員

了解しました。

(3) 教育長報告

小川教育長

次に教育長報告にうつります。

令和8年5月28日から令和8年6月22日までの間の活動の主なものを
申し上げます。

まず、5月28日木曜日は、定例教育委員会会議に出席しました。森教育振
興会合同役員会に出席しました（モリ工業株式会社）。

29日金曜日は、田中前教育委員への大阪府都市教育委員会連絡協議会
感謝状を伝達しました。市民生委員児童委員大会に出席しました（ラブリーホー
ル）。音訳サークル「あい」の表敬訪問を受けました（教育長室）。南河内ブロック
青少年指導員連絡協議会に出席しました（キックス）。

30日土曜日は、西中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（西中
学校）。

31日日曜日は、4－c l u b主催モックル杯モルック大会を視察しました
（長野高等学校）。

6月1日月曜日は、校長会に出席しました。松本前教育長への全国市町村
教育委員会連合会表彰状等伝達を行いました。

2日火曜日は、学校ハビリテーションルーム事業を視察しました（長野小学校）。

局部長会議に出席しました。市都市計画マスタープラン改定委員会に出席しました。

3日水曜日は、公民館交流・ふれあい授業を視察しました（加賀田小学校）。

4日木曜日は、天野小学校の田植え体験授業を視察しました（天野の里）。命育む授業等を視察しました（美加の台中学校）。北東部氏による絵画寄贈感謝状贈呈式に出席しました（加賀田公民館）。

5日金曜日は、教頭会に出席しました。高向小学校・天野小学校合同授業を視察しました（天野小学校）。

8日月曜日は、市議会本会議に出席しました。

9日火曜日は、株式会社トランスネット及び株式会社紀陽銀行からの寄贈式に出席しました（行政委員会室）。

12日金曜日は、「高向の歩き方」授業を視察しました（高向小学校）。

13日土曜日は、千代田中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（千代田小学校）。南花台中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（南花台小中学校）。歴史発見事業を視察しました（ふるさと歴史学習館）。

14日日曜日は、東中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（くすのかホール）。

15日月曜日は、答弁調整会議に出席しました。

16日火曜日は、高野山大学地域連携発表会に出席しました（キックス）。学校教育のあり方検討委員会から答申を受けました。

17日水曜日は、市議会本会議に出席しました。

18日木曜日は、市議会本会議に出席しました。

19日金曜日は、市公園緑化協会評議員会に出席しました（寺ヶ池公園事務所）。庁議に出席しました。

20日土曜日は、市青少年健全育成協議会総会に出席しました。

21日日曜日は、レインボーフェスタを視察しました（上堂醤油蔵等）。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

小川教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 報告案件(要旨)

- ・報告第13号「労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について」

本事業所（社会教育第1課（公民館））における、労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和8年3月26日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨を報告したものの。

- ・報告第14号「美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備工事請負契約の締結について」

本業務については、美加の台地区における施設一体型小中一貫教育の推進に向け、校舎等の整備工事の実施に向けた契約締結を進めているところである。

本工事の請負契約締結にあたっては、入札から令和8年6月市議会定例会への上程までが極めて短期間であるという物理的な制約があった。そのため、議会への議案上程を先行して実施し、当該契約に係る議案を上程した旨、報告したものの。

- ・報告第15号「河内長野市学校教育のあり方の答申について」

令和7年7月22日付け河長教委総第74号にて、河内長野市学校教育のあり方検討委員会設置条例第2条の規定に基づき、河内長野市学校教育のあり方検討委員会に諮問した事項について、答申があったため報告したものの。

(5) その他報告（要旨）

部長・教育監

- 令和 8 年 6 月河内長野市議会定例会にかかる質問通告と答弁の要旨について

社会教育第 2 課

○図書館でのイベント

- 英語多読ひろば 7月号広報掲載
- ボランティア養成講座 7月号広報掲載
- 高校生ボランティア募集 7月号広報掲載
- 図書館探検ブックを配布します！！ 7月号広報掲載
- 夏休み子ども科学教室「顕微鏡をのぞいてみよう。」 7月号広報掲載
- 図書館資料展示

○ふるさと歴史学習館の催し

- いただきます！みんなの給食ものがたり 7月号広報掲載
- アイの葉っぱでつくるたたき染めコースター 7月号広報掲載
- 藍の生葉で染めるシルクハンカチ 7月号広報掲載

○旧三日市交番第2期常設展 7月号広報掲載

- 三日市の寺社と信仰

○中学生のための「日本遺産講座」 7月号広報掲載

○天野山金剛寺の催し 7月号広報掲載

- 講座『金剛寺の寺坊を移す-寺院建築と戦国の城-』

閉 会

小川教育長

以上で 6 月定例教育委員会を閉会します。

令和８年７月定例教育委員会開催日程

１．日 時

令和８年７月３０日（木） 午前９時３０分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

２．場 所

河内長野市役所 ７階 行政委員会室

5月28日(木)	定例教育委員会会議出席 森教育振興会合同役員会出席（モリ工業株式会社）
5月29日(金)	田中前教育委員・府都市教育委員会連絡協議会感謝状伝達 市民生委員児童委員大会出席（ラブリーホール） 音訳サークル「あい」表敬訪問応接（教育長室） 南河内ブロック青少年指導員連絡協議会出席（キックス）
5月30日(土)	西中学校区青少年健全育成会総会出席（西中学校）
5月31日(日)	4-club 主催モックル杯モルック大会視察（長野高等学校）
6月1日(月)	校長会出席 松本前教育長・全国市町村教育委員会連合会表彰状等伝達
6月2日(火)	学校ハビリテーションルーム事業視察（長野小学校） 局部長会議出席 市都市計画マスタープラン改定委員会出席
6月3日(水)	公民館交流・ふれあい授業視察（加賀田小学校）
6月4日(木)	天野小田植え体験授業視察（天野の里） 命育む授業等視察（美加の台中学校） 北東部氏・絵画寄贈感謝状贈呈式出席（加賀田公民館）
6月5日(金)	教頭会出席 高向小・天野小合同授業視察（天野小学校）
6月8日(月)	市議会本会議出席
6月9日(火)	(株)トランスネット・(株)紀陽銀行寄贈式出席（行政委員会室）
6月12日(金)	「高向の歩き方」授業視察（高向小学校）
6月13日(土)	千代田中学校区青少年健全育成会総会出席（千代田小学校） 南花台中学校区青少年健全育成会総会出席（南花台小中学校） 歴史発見事業視察（ふるさと歴史学習館）
6月14日(日)	東中学校区青少年健全育成会総会出席（くすのかホール）
6月15日(月)	答弁調整会議出席
6月16日(火)	高野山大学地域連携発表会出席（キックス） 市学校教育のあり方検討委員会答申受領
6月17日(水)	市議会本会議出席
6月18日(木)	市議会本会議出席

6 月 19 日 (金)	市公園緑化協会評議員会出席（寺ヶ池公園事務所） 庁議出席
6 月 20 日 (土)	市青少年健全育成協議会総会出席
6 月 21 日 (日)	レインボーフェスタ視察（上堂醤油蔵等）

令和 8 年 6 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和 8 年 6 月定例教育委員会会議提出議案目次

(報告案件)

- | | |
|-----------|--|
| 報告第 1 3 号 | 労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について

(説明担当 教育総務課・・・p. 3) |
| 報告第 1 4 号 | 美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備
工事請負契約の締結について

(説明担当 教育総務課・・・p. 4) |
| 報告第 1 5 号 | 河内長野市学校教育のあり方の答申について

(説明担当 教育総務課・・・p. 5) |

報告第 13 号

労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 36 条に基づく労使協定の
締結について、別冊 1 のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 23 日

河内長野市教育長 小川 祥

報告第14号

美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備工事請負契約の締結について

美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備工事の契約締結について、別冊2のとおり令和8年6月市議会定例会へ上程したことを報告する。

令和8年6月23日

河内長野市教育長 小川 祥

報告第 15 号

河内長野市学校教育のあり方の答申について

河内長野市学校教育のあり方検討委員会設置条例第 2 条の規定に基づく、河内長野市学校教育のあり方検討委員会への諮問について、別冊 3 のとおり答申があったため報告する。

令和 8 年 6 月 23 日

河内長野市教育長 小川 祥

別冊 1

報告第 1 3 号関係

労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について

河内長野市教育委員会事務局

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	27111300576000	協定番号	第2協定届番号
法人番号	6000020272167		

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
公民館管理運営事業	市立加賀田公民館	(〒586-0071) 河内長野市加賀田 578-2 (電話番号：0721-62-2116)	令和8年5月1日～ 令和9年4月30日
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 所定労働時間 (1日) (任意)
① 下記②に該当しない労働者	活動発表会、夜間開放等の施設管理及び事業運営 活動発表会、夜間開放等の施設管理及び事業運営 活動発表会、夜間開放等の施設管理及び事業運営	1人 1人 2人	1年(①については360時間まで、 ②については42時間まで) 1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで) 所定労働時間を超えない時間数 法定労働時間を超えない時間数 法定労働時間を超えない時間数 (任意)
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	法定休日 (任意)
公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の施設管理及び事業運営	施設管理及び事業運営	1人	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月2日以内
公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の施設管理及び事業運営	施設管理及び事業運営	1人	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月2日以内
公民館図書室の管理運営に係る会議出席、蔵書整理等の臨時職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	2人	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月2日以内

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。☒
(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年 4月30日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 市立加賀田公民館館長 氏名 清水 清

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ） 互選

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年 4月30日

使用者

職名 河内長野市教育委員会 氏名 教育長 小川 祥

河内長野市長 殿



(記載心得)

- (備考)

労働保険番号

27111300576000

〒536-0086
河内長野市天野 1520-5

法人番号

6000020272167

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
公民館管理運営事業		市立天野公民館		(〒536-0086) 河内長野市天野 1520-5 (電話番号：0721-55-6191)		令和8年5月1日～ 令和9年4月30日	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 所定労働時間を 法定労働時間を超え る時間数 (任意)	延長することができる時間数	
						1箇月①については45時間まで、 ②については42時間まで	1年①については360時間まで、 ②については320時間まで
						所定労働時間を 法定労働時間を超え る時間数 (任意)	所定労働時間を 法定労働時間を超え る時間数 (任意)
						所定労働時間を 法定労働時間を超え る時間数 (任意)	所定労働時間を 法定労働時間を超え る時間数 (任意)
① 下記②に該当しない労働者	活動発表会、夜間開放等の館長としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人	7時間45分	5時間	45時間	360時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における休業及び終業の時刻	
						河内長野市立公民館管理規則に定め る休館日（月曜日）のうち1箇月に 2日以内	休業 午前8時45分 終業 午後5時 15分
						河内長野市立公民館管理規則に定め る休館日（月曜日）のうち1箇月に 2日以内	休業 午前8時50分 終業 午後5時 5分
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	活動発表会、夜間開放等の臨時職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	2人	7時間	5時間	45時間	360時間
休日労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における休業及び終業の時刻	
						河内長野市立公民館管理規則に定め る休館日（月曜日）のうち1箇月に 2日以内	休業 午前8時45分 終業 午後5時 15分
						河内長野市立公民館管理規則に定め る休館日（月曜日）のうち1箇月に 2日以内	休業 午前8時50分 終業 午後5時 5分
公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の業務を行うため	活動発表会、夜間開放等の臨時職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人	7時間45分	5時間	45時間	360時間
公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の業務を行うため	活動発表会、夜間開放等の臨時職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人	7時間30分	5時間	45時間	360時間
公民館図書室の管理運営に係る会議出席、蔵書整理等の臨時職員としての業務を行うため	活動発表会、夜間開放等の臨時職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	2人	7時間	5時間	45時間	360時間

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。☒
(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年 4月30日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数を組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 市立天野公民館館長 和名 全所

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ） 互選

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒
(チェックボックスに要チェック)

令和8年 4月30日

河内長野市長 殿

河内長野市教育委員会 小川 祥

労働保険番号

271113005760000000

所管労働者番号

6000020272167

法人番号

271113005760000000

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
公民館管理運営事業	市立高向公民館	（〒586-0061） 河内長野市高向 515-3 （電話番号：0721-54-4548）	令和8年5月1日～ 令和9年4月30日
時間外労働	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 1 1 箇月 ①については45時間まで、 ②については42時間まで 1 年 ①については360時間まで、 ②については320時間まで 起算日 令和8年5月1日 （年月日）
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	法定労働時間を 超える時間数 （任意）
時間外労働	活動発表会、夜間開放等の館長としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	45時間 360時間 （任意）
時間外労働	活動発表会、夜間開放等の事務職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	45時間 360時間 （任意）
時間外労働	活動発表会、夜間開放等の臨時職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	45時間 360時間 （任意）
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）
休日労働	公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の館長としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人 1 月 曜日、火～日曜日のうち1日に定める1日、祝日（12月29日～1月3日） 2日以内
休日労働	公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の事務職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人 1 月 曜日、火～日曜日のうち1日に定める1日、祝日（12月29日～1月3日） 2日以内
休日労働	公民館図書室の管理運営に係る会議出席、蔵書整理等の臨時職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	2人 1 月 曜日、火～日曜日のうち1日に定める3日、年末年始（12月29日～1月3日） 2日以内

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日

令和8年4月30日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

市立高向公民館 職名 田中 博行

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

互選

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☒（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒（チェックボックスに要チェック）

令和8年4月30日

河内長野市教育委員会 職名 河内長野市教育委員 小川 祥

河内長野市長 殿

様式第9号(第16条第1項関係)(裏面)

(記載心得)

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3 「延長する」ことができる時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。

(1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、1日についての延長する時間数を併せて記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数については、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。

5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。

6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについては、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしている場合においても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

10 本様式で記入部分が少ない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

(備考)

1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」とあるのは「委員会の委員の半数を代表する者の場合」の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入すること。

3 労働時間等の協定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)」の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入すること。

時間外労働
休日労働
に関する協定届

樣式第9号(第16条第1項関係)

労働保険番号	27111300576000	校番号	校一授業出席番号
法人番号	6000020272167		

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
公民館管理運営事業	市立老寿やすらぎ千代田公民館	(〒586-0009) 河内長野市木戸西町1-2-9 (電話番号：0721-55-1125)	令和8年5月1日～ 令和9年4月30日
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)
① 下記②に該当しない労働者	活動発表会、夜間開放等の館長としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	活動発表会、夜間開放等の事務職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	2人
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)
公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の館長としての業務を行うため	公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の事務職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人
公民館図書室の管理運営に係る会議出席、蔵書整理等の臨時職員としての業務を行うため	公民館図書室の管理運営に係る会議出席、蔵書整理等の臨時職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	2人

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年 4月30日

協定の成立年月日
昭和十
年四月

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

職名

市立老病やすき屋代田公民館館長
柳谷 昌伯

(空)の選出方法()

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（互選）
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する者である者（労働者の過半数を代表する者）であること。
（チェックボックスに「要チェック」）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年 4月30日

使用者

職名	河内長野市教育委員
氏名	教育長 小川 祥

河内長野市長 殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号 (第16条第1項関係)

労働保険番号	271113005760000000	所定労働時間	1日	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	令和8年5月1日～令和9年4月30日
法人番号	6000020272167	協定の有効期間			

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間	
公民館管理運営事業		市立三日市公民館		(〒586-0048) 河内長野市三日市町288-1 (電話番号: 0721-62-6155)		令和8年5月1日～令和9年4月30日	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	1日	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	延長することができる時間数
	活動発表会、夜間開放等の館長としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人	7時間45分	所定労働時間を法定労働時間を超える時間数(任意)	1 1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1 1年(①については360時間まで、②については320時間まで)
	活動発表会、夜間開放等の事務職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人	7時間30分	所定労働時間を法定労働時間を超える時間数(任意)	2 1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	2 1年(①については360時間まで、②については320時間まで)
	活動発表会、夜間開放等の臨時職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	2人	7時間	所定労働時間を法定労働時間を超える時間数(任意)	3 1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	3 1年(①については360時間まで、②については320時間まで)
	1年単位の變形労働時間制により労働する労働者						
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日(任意)	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の館長としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祭日(12月29日～1月3日)	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月に2日以内	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月に2日以内	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月に2日以内
	公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の事務職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祭日(12月29日～1月3日)	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月に2日以内	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月に2日以内	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月に2日以内
	公民館図書室の管理運営に係る会議出席、蔵書整理等の臨時職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	2人	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祭日(12月29日～1月3日)	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月に2日以内	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月に2日以内	河内長野市立公民館管理規則に定める休日(月曜日)のうち1箇月に2日以内
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒ (チエックボックスに要チェック)							

協定の成立年月日 令和8年 4月30日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数を代表する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 市立三日市公民館館長 氏名 宮坂 晴久

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(互選)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒ (チエックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チエックボックスに要チェック)

令和8年 4月30日

使用者

氏名 河内長野市教育委員会 氏名 教育長 小川 祥

河内長野市長 殿

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号 (第16条第1項関係)

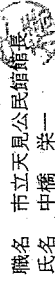
労働保険番号	271113005760000000	郵便局別記番号	支店番号	支店番号	支店番号
法人番号	6000020272167				

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間	
公民館管理運営事業		市立天見公民館		(〒586-0061) 河内長野市岩瀬1244 (電話番号: 0721-63-4074)		令和8年5月1日～ 令和9年4月30日	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数	1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで)	
	活動発表会、夜間開放等の館長としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人	7時間45分	1日	1箇月 (①については45時間まで、 ②については42時間まで)	
	① 下記②に該当しない労働者	施設管理及び事業運営	1人	7時間30分	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
	② 1年単位の變形労働時間制 により労働する労働者	施設管理及び事業運営	2人	7時間	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	令和8年5月1日	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の数	労働させることができる 法定休日における始業及び終業の時刻	
	公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の館長としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人	月曜日、火～日曜日のうち別に定める1日、祝休日に 替わる日、年末年始 (12月29日～1月3日)	河内長野市立公民館管理規則に定める 休館日 (月曜日) のうち1箇月に 2日以内	始業 午前8時45分 終業 午後5時15分	
	公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の事務職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	1人	月曜日、火～日曜日のうち別に定める1日、祝休日に 替わる日、年末年始 (12月29日～1月3日)	河内長野市立公民館管理規則に定める 休館日 (月曜日) のうち1箇月に 2日以内	始業 午前8時50分 終業 午後5時5分	
	公民館図書室の管理運営に係る会議出席、蔵書整理等の臨時職員としての業務を行うため	施設管理及び事業運営	2人	月曜日、火～日曜日のうち別に定める3日、年末年始 (12月29日～1月3日)	河内長野市立公民館管理規則に定める 休館日 (月曜日) のうち1箇月に 2日以内	始業 午前9時20分 終業 午後5時5分 もしくは 始業 午前8時50分 終業 午後4時35分	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年 4月30日



職名 市立天見公民館館長
氏名 中橋 栄一

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数を代表する者の労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の ()

互選

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出すること。
(チェックボックスに要チェック)

令和8年 4月30日

河内長野市長 殿
使用者 河内長野市教育委員会
氏名 教育長 小川 祥



様式第9号（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとする。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、労働基準法第32条から第34条の5までは第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数に合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

(1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数となる時間数であることを延長すること、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数については、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数については、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。

5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。

6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

7 労働基準法第36条第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについては、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしている場合においても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

9 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるよう方法により締結するよう留意すること。

10 本様式で記入部分がない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届ける場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会において、本様式の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会による協定」とあるのは「委員会の委員の過半数を代表する者の場合」の選出方法」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）」の選出方法」とあるのは「委員会の委員の過半数を代表する者の場合」の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の過半数を代表する者の場合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）」の選出方法」とあるのは「委員会の委員の過半数を代表する者の場合」の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号 (第16条第1項関係)

労働保険番号	27111300576000	労働者番号	6000020272167
法人番号	6000020272167		

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間
公民館管理運営事業	市立川上公民館	(〒586-0053) 河内長野市寺元501 (電話番号: 0721-65-1612)	令和8年5月1日～ 令和9年4月30日

時間外労働	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1年 (①については360時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については42時間まで)	協定の有効期間
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由						
	活動発表会、夜間開放等の館長としての業務を行うため	1人	7時間45分				
	活動発表会、夜間開放等の事務職員としての業務を行うため	1人	7時間30分				
休日労働	活動発表会、夜間開放等の臨時職員としての業務を行うため	2人	7時間				
	① 下記②に該当しない労働者						
	② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者						
休日労働	公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の館長としての業務を行うため	1人					
	公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の事務職員としての業務を行うため	1人					
	公民館図書室の管理運営に係る会議出席、蔵書整理等の臨時職員としての業務を行うため	2人					

協定の成立年月日 令和8年 4月30日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 市立川上公民館館長 長野 紀男

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (互選)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年 4月30日

河内長野市長 殿

使用者 河内長野市教育委員 小川 祥

氏名 教育長

様式第9号(第16条第1項関係)(裏面)

(記載心得)

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。
 - (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - (2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - (3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する者については、1年についての延長することができる限度となる時間数を併せて記入することができる。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第2項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについては、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていない場合、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかなこととなるよう方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することと差し支えない。

(備考)

- 1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる業務の協定の当該協定)の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
- 2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会において、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入し、労使委員会が設置されることとし、本様式中「協定」とあるのは「委員会の委員の半数を代表する者の場合」の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の推薦に基き指名された委員の氏名を記入すること。
- 3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)」の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基き指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基き指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の推薦に基き指名された委員の氏名を記入することと留意すること。

様式第9号(第16条第1項関係)

労働保険番号	27111300576000	都道府県	所轄	管轄	通称番号	校番号	校一宮津県立高
法人番号	6000020272167						

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号） 協定の有効期間
公民館管理運営事業	市立南花台公民館 業務の種類 労働者数 (満18歳以上の者)	(〒536-0077) 河内長野市南花台8-4-1 (電話番号：0721-63-1131) 令和8年5月1日～ 令和9年4月30日
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由 ① 下記②に該当しない労働者の場合、夜間開放等の臨時職員としての業務を行うため ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者の場合、施設管理及び事業運営	延長することができる時間数 1日 1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで) 1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日(年月日) 令和8年5月1日 所定労働時間を定める時間数(任意) 法定労働時間を定める時間数(任意) 超過する時間数(任意)
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由 公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等の船長としての業務を行なうため 公民館の管理運営に係る会議出席、避難所開設等として必要な業務を行なうため 公民館図書室の管理運営に係る会議出席、蔵書整理等の臨時職員としての業務を行なうため	労働させることができる日数 法 定 休 日 の 日 数 河内長野市立公民館管理規則に定めらる休曜日(月曜日)のうち1箇月に2日以内 河内長野市立公民館管理規則に定めらる休曜日(月曜日)のうち1箇月に2日以内 河内長野市立公民館管理規則に定めらる休曜日(月曜日)のうち1箇月に2日以内 河内長野市立公民館管理規則に定めらる休曜日(月曜日)のうち1箇月に2日以内 始業 午前8時20分 終業 午後5時 始業 午前8時50分 終業 午後5時 始業 午前9時20分 終業 午後5時 始業 午前8時50分 終業 午後4時35分

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までは平均して80時間を超過しないこと。☒

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年 4月30日

職名 市立南花台公民館館長

労働組合（事業者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する者である労働組合である又は上記協定の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
(労働者の過半数を代表する者の組合)の選出方法(五五)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

令和8年 4月30日

河内長野市長 殿

解題

職名	河内長野市教育委員
氏名	教育長 小川 祥



(記載心得)

- (備考)

- [illegible]

別冊 2

報告第 1 4 号関係

美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備工事請
負契約の締結について

河内長野市教育委員会事務局

美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備工事 契約概要

美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備工事について、次のとおり契約を行うもの。

1. 工事名

美加の台地区施設一体型小中一貫教育推進校整備工事

2. 履行期間

令和8年6月29日 から 令和9年12月10日 まで

3. 契約額

1,141,203,800円(税込)

4. 受託業者

株式会社永商興産

(大阪府摂津市東正雀2番3号)

5. 契約内容

長寿命化予防改修工事	A = 6, 839 m ² 外壁・防水・内装・建具改修等
増築工事	多目的棟 A = 406 m ² E V棟 A = 75 m ²
放課後児童会新築工事	新築棟 A = 310 m ²
外構工事一式	門扉・駐車場・舗装等
屋外付帯工事一式	屋外倉庫 N = 4 台 遊具 N = 9 基 他
上記に係る建築・電気・機械・昇降設備工事一式	空調機・放送設備・E V等

別冊 3

報告第 15 号関係

河内長野市学校教育のあり方の答申について

河内長野市教育委員会事務局

河内長野市学校のあり方の方針の改訂 答 申

令和8年6月

河内長野市学校教育のあり方検討委員会

目 次

I . はじめに	1
II . 河内長野市の学校教育の現状	2
1 . 児童・生徒数の推移	2
2 . これまでの河内長野市の教育	4
3 . 学校の小規模化における課題	5
III . 今後の学校施設配置のあり方	6
1 . 基本方針	6
2 . 小規模化のメリットを最大限に活かした教育	6
IV . むすびに	9

I. はじめに

河内長野市においては、「ふるさとのつながりによる豊かな学び～輝く人づくりのために～」を河内長野市教育大綱の基本理念とし、「学校を地域の学びの核とした教育総合コミュニティの構築」を目指して学校教育に取り組んでこられました。

また、市内の児童・生徒数が年々減少し、学校が小規模化する状況を踏まえ、平成30年1月の「河内長野市学校教育のあり方」答申に基づき、教育水準の維持向上を図るための教育施策や学校施設について、平成31年4月に「河内長野市学校のあり方の方針」（以下「学校のあり方の方針」）を策定し、施設一体型小中一貫教育推進校や学校施設と社会教育施設の複合化にも取り組んでおられます。

その後7年が経過し、市内在住の児童・生徒の減少が進行し、学校の小規模化も進み、今後、学校の教育活動にもさまざまな影響を及ぼすことが懸念されるところです。

そこで、今般、小規模化のメリットを最大限に活かし、地域の教育力の活用や地域の特性に応じた、子どもたちにとってよりよい今後の学校施設配置のあり方と方策について、諮問を受けましたので、令和8年4月に新たに策定された河内長野市教育大綱の「誰一人取り残さない『こどもまんなか教育』の実現」という基本理念を踏まえ、議論を重ねた結果を取りまとめましたので答申いたします。

河内長野市学校教育のあり方検討委員会
会長 水本 哲也

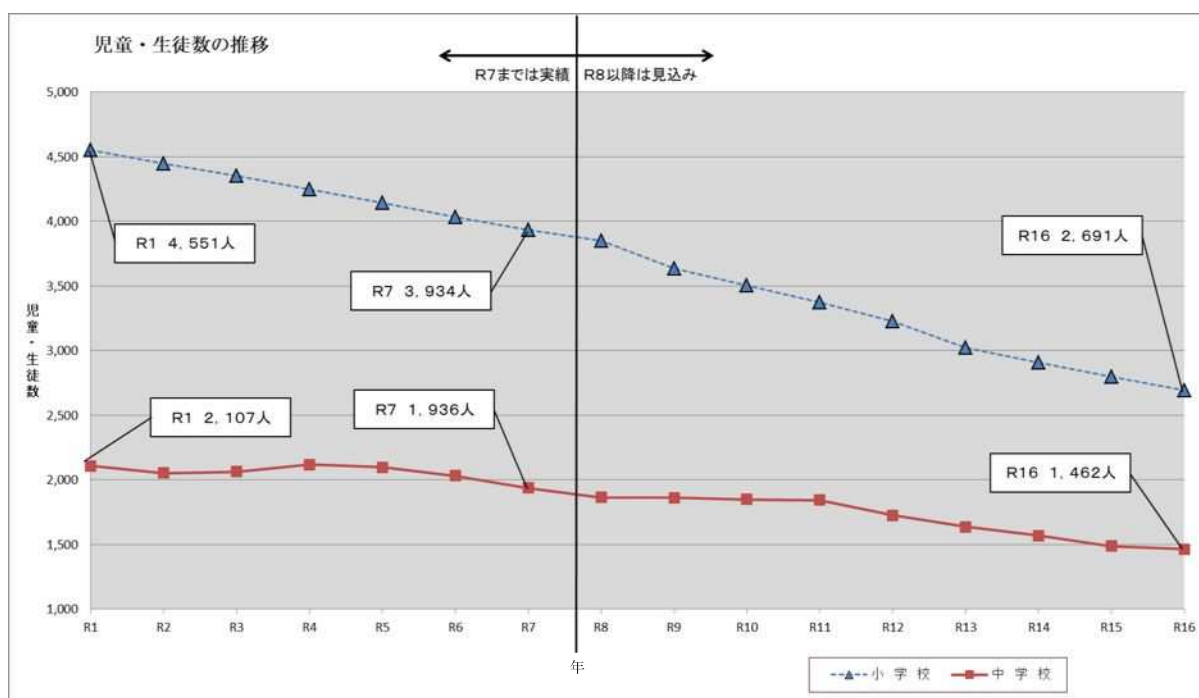
Ⅱ．河内長野市の学校教育の現状

１．児童・生徒数の推移

市立小中学校の児童・生徒数を見てみると、小学校の児童数は、昭和５８年の９，９３７人をピークに「学校のあり方の方針」を策定した平成３１年（令和元年）が４，５５１人、令和７年は３，９３４人となっています。また中学校の生徒数は、昭和６１年の５，５４５人をピークに平成３１年（令和元年）が２，１０７人、令和７年は１，９３６人となっています。児童・生徒数は今後も減少を続け、令和１６年には小学校児童数が２，６９１人、中学校生徒数は１，４６２人になると推計されています。

表１ 河内長野市立小中学校の児童・生徒数推移推計 (単位 人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小	4,551	4,447	4,354	4,245	4,141	4,035	3,934	3,848
中	2,107	2,052	2,063	2,118	2,096	2,030	1,936	1,865
	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小	3,631	3,502	3,372	3,224	3,024	2,907	2,796	2,691
中	1,862	1,847	1,843	1,725	1,636	1,567	1,488	1,462



※令和７年までは５月１日現在、令和８年以降は推計値

表2 河内長野市立小中学校別児童・生徒数推計

(単位 人)

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小学校	千代田	612	640	623	619	622	640	623	625	627	629
	長野	710	673	611	574	539	516	455	423	393	365
	小山田	278	258	253	262	246	218	206	196	187	178
	天野	115	112	99	100	92	88	87	83	79	75
	高向	127	126	115	111	110	95	89	84	79	74
	三日市	579	552	524	498	483	459	435	415	395	376
	加賀田	187	179	146	149	137	128	117	108	100	93
	天見※	67	61	65	64	64	59	68	68	68	68
		(19)	(16)	(17)	(16)	(11)	(7)	(7)	(7)	(4)	(4)
	楠	342	340	323	319	310	312	310	305	300	295
	石仏	184	181	170	164	160	148	131	124	117	111
	川上	267	287	283	250	242	224	207	199	191	183
	美加の台	255	236	219	198	172	150	122	108	96	85
	南花台	211	203	200	194	195	187	174	169	164	159
	計	3,934	3,848	3,631	3,502	3,372	3,224	3,024	2,907	2,796	2,691
中学校	長野	515	509	484	465	452	430	424	385	347	328
	東	422	403	398	406	414	397	356	342	330	318
	千代田	440	412	430	449	466	420	410	416	432	435
	西	123	119	129	122	118	112	97	97	82	94
	加賀田	212	199	203	185	178	158	150	147	128	133
	南花台	97	100	98	99	97	91	91	86	89	83
	美加の台	127	123	120	121	118	117	108	94	80	71
	計	1,936	1,865	1,862	1,847	1,843	1,725	1,636	1,567	1,488	1,462
	合計	5,870	5,713	5,493	5,349	5,215	4,949	4,660	4,474	4,284	4,153

※推計値について

- ・ 令和13年までの推計値については、令和7年5月の住民基本台帳の年齢別人口により算定。
- ・ 令和14以降の推計値については、過去5年分の出生数の平均値から算出。
- ・ 中学校の生徒数については、中学校進学時点において、1割の児童が、国立及び私立中学校へ進学したものとして推計。

※天見小学校上段は全児童数。下段は天見地区在住の児童数の推計。

※天見小学校の上段の児童数の推計値については、小規模特認校（市内全域から就学希望者を受け入れる）である為、天見地区の推計児童数に加え、区域外からの就学希望者を加味して推計。

2. これまでの河内長野市の教育

「学校のあり方の方針」に基づき、取り組みを進めています。令和6年4月には南花台小・中学校にて施設一体型小中一貫教育を実施し、令和8年3月には加賀田小学校と加賀田公民館の複合化を実施しています。また、令和9年4月には美加の台小・中学校にて施設一体型小中一貫教育を予定しています。

通学状況は、児童・生徒の心身の負担を考慮し、小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内を通学距離の目安とし、時間については小・中学校とも概ね1時間以内を目安としています。公共交通機関等を活用している児童・生徒を除き、この基準以内の通学距離・時間となっています。

(1) 「縦のつながり」としての小中一貫教育

小学校から中学校の教育への円滑な接続を目指し、全中学校区において施設一体型、また、施設分離型の小中一貫教育を展開しています。

(2) 「横のつながり」としての学校運営協議会制度

地域ぐるみの教育をめざし、全小中学校に学校運営協議会を設置しています。学校運営協議会には保護者や地域の人々が参画し、学校・家庭・地域が一体となったより良い学校作りを進める「コミュニティ・スクール」として学校運営をしています。

(3) 1人1台学習者用端末を効果的に活用した教育活動

GIGAスクール構想により導入した1人1台学習者用端末を効果的に活用し、子どもたちの主体的な学びの充実を図っています。

ICTを活用して離れた学校の教室どうしをつなぎ、両校の児童・生徒が合同で学ぶことで、多様な考えに触れ、コミュニケーション能力や社会性を育むなど、教育の質の向上を図っています。

(4) 施設一体型小中一貫教育推進校

南花台地区では令和6年度から施設一体型小中一貫教育推進校を設置し、小中学校の児童・生徒が同じ敷地内で学び、9年間で一貫した教育の充実を図っています。また、美加の台地区においても令和9年度から美加の台小学校が美加の台中学校内に移転し、施設一体型小中一貫教育推進校になる予定です。

(5) 小学校と公民館の複合化

加賀田小学校と加賀田公民館を複合化することにより、児童と地域住民との交流がより深まり、地域のつながりの強化や児童にとって新しい学びの機会の創出を図っています。

(6) 小規模特認校

天見小学校は平成12年度より「小規模特認校」に指定され、通学区域に関係なく市内どこからでも子どもたちが通える学校です。1クラス20人までの少人数の教育環境を活かした小学校と地域との協働による特色ある教育を実施しています。

3. 学校の小規模化における課題

平成27年1月27日文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では小・中学校ともに12学級以上18学級以下が標準とされています。児童・生徒が集団の中で、社会性や規範意識を身につけ、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが学校教育のねらいです。文部科学省は学校が小規模化することにより、学習面、生活面、学校運営面における課題を指摘しており、本市でも以下のとおり同様の課題が見受けられます。

(1) 児童・生徒の学習面での課題

- ・ 集団の中で多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会が少なくなりやすい
- ・ 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団をめざすなど、学級間の相互啓発がなされにくい
- ・ 運動会や音楽会などの学校行事における集団教育活動に制約が生じやすい
- ・ クラブ活動や部活動の種目が限定される
- ・ 児童・生徒数・教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい
- ・ 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい

(2) 児童・生徒の生活面での課題

- ・ クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価などが固定化しやすく、人間関係がこじれた場合、修復が困難になりやすい
- ・ 切磋琢磨する機会が少なくなりやすい
- ・ 組織的な体制が組みにくく、指導方法などに制約が生じやすい

(3) 学校運営面での課題

- ・ 教職員が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい
- ・ 学年別や教科別の教職員どうしで、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力が行いにくい
- ・ 教職員1人に複数の校務分掌が集中しやすい
- ・ 学年会が成立しないなど組織的な指導体制の構築が困難となる
- ・ 免許外指導の教科が発生する可能性がある

本検討委員会では、これらの課題解決に向け、次の3つの観点に基づき「今後の学校施設配置のあり方」について整理しました。

- ① 学校の更なる小規模化による学校施設への影響と対応
- ② 学校と地域との連携
- ③ 通学の安全性

Ⅲ. 今後の学校施設配置のあり方

小・中学校は子どもたちの教育のための施設であるだけでなく、学校が存在する地域のコミュニティの核としての性格を有していることから、防災や地域の交流の場など、さまざまな機能を併せ持っており、地域のまちづくりとは切り離せないという性格も有しています。学校運営協議会を有効に機能させ、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校と地域が協働した取り組みが必要になります。特に小学校においては地域との結びつきが強く、学校と地域が連携し、地域の教育力を活かした教育が必要です。

今後更に学校の小規模化が進んだ際の学校施設配置を考える上での基本的な考え方は、平成31年4月策定の「学校のあり方の方針」を原則としつつ、令和8年4月に策定した河内長野市教育大綱の「誰一人取り残さない『こどもまんなか教育』の実現」を踏まえ、次のとおりとしました。

1. 基本方針

- | |
|---|
| <p>■<u>小学校については、</u>
<u>地域との結びつきが深いことや適正な通学距離の設定の必要性から安易な統廃合は行わないこととする。</u>
<u>子どもたちの教育に与える顕著な影響を克服できる手段が学校統廃合以外にないとする時期までは、学習面・生活面・学校運営面の課題に対し、様々な対応策を展開することとし、学校の小規模化のメリットを最大限に活かした教育を展開する。</u>
<u>子どもたちの教育に与える顕著な影響を克服できる手段が学校統廃合以外にない場合の目安は、複式学級が複数発生したときとする。</u></p> <p>■<u>中学校については、</u>
<u>小学校と同様に安易な統廃合は行わないこととし、学校の小規模化のメリットを最大限に活かした教育を展開することとする。</u>
学校の小規模化が、学校運営上支障をきたす場合は、校区再編を含め中学校の配置について検討する。支障をきたす場合の目安は、支援学級を含む学級数が4学級以下となるときとする。
※南花台中学校・美加の台中学校については、既に施設一体型小中一貫教育推進校として小・中学校全体で対応を行っており、学級数が4学級以下になったとしても学校運営が可能であるため配置の検討の対象とはしない。</p> |
|---|

2. 小規模化のメリットを最大限に活かした教育

(1) 小中一貫教育

本市では平成24年度から全中学校区において施設分離型の小中一貫教育を展開しています。また、令和6年度には南花台地区において施設一体型小中一貫教育を実施し、令和9年度からは美加の台地区において施設一体型小中一貫教育を予定しています。

一貫性のあるきめ細やかな指導体制を確立し、義務教育9年間の教育の充実を図ることができます。小・中学校相互の乗り入れ授業の実施などにより、いわゆる「中1ギャップ」の解消につながると考えられます。そして、一貫性のある教

育による異学年交流により暴力行為などの問題行動件数の減少が期待されます。

また、平成28年学校教育法改正により小学校の6年間を前期課程、中学校の3年間を後期課程とした一貫教育を行う学校種として義務教育学校が新設されました。義務教育学校では発達段階の大きく異なる9年間の教育を一貫した教育課程で行います。9年間を一つの学校に通うため、いわゆる「中1ギャップ」が解消されると言われています。本市では南花台地区・美加の台地区において施設一体型小中一貫教育を行っており、さらなる教育の充実を図るため義務教育学校についても設置の検討が必要であると考えます。

(2) 小規模特認校

河内長野市では、平成12年に天見小学校が小規模特認校の指定を受け、少人数指導や自然・地域資源を活かした特色ある教育を行っています。

小規模特認校は平成9年に文部省から示された「通学区域制度の弾力的運用について」により、通学区域外からも希望により就学を認める少人数で教育を行う学校です。

(3) チーム担任制

学級担任を1人の教員に固定せず、複数の担任がチームになって1つの学級を運営します。このことにより教員間の連携を深め、多面的かつ柔軟な対応により教育の質向上を図ることができます。

(4) 異学年学級編制による教育活動

小学校においては、生活、音楽、図工、体育、道徳等の一部の教科や給食、学級活動を異学年で一緒にします。異学年交流により年齢を超えた人間関係が構築できる等の効果があるといわれています。また、2学年を2つのクラスで活動することで疑似的なクラス替えが可能になります。

(5) 中学校部活動の地域展開

中学校の部活動は、スポーツや文化芸術に親しむ機会を生徒に提供し、心身の成長や社会性の育成を担ってきました。しかし、これまでは教育課程外の活動でありながら教員の献身的な貢献に過度に依存して維持されてきたという側面があり、学校の規模が小さくなる中、学校の教員のみに頼る指導体制の維持が困難となっています。また、1つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できないことが発生しています。現在、全国的に教員の負担軽減と活動の持続可能性を両立させるため、学校単位の活動から地域クラブへの移行など、そのあり方が根本的に見直されています。

この全国的な流れの中、本市でも部活動の地域展開が進められています。部活動の地域展開が軌道に乗れば、部活動の種目が限定されるという課題は解消されることが考えられます。

(6) 学校間合同授業

徒歩、または、バスの移動により複数校が集まって合同授業や合同行事を実施することにより、他校の児童・生徒とともに学習することで刺激を受け成長が促

されたり、社会性が身に付くことに加えて、学習活動の質が高まることで学力の向上も期待できます。1 学年 10 人の学校と 1 学年 10 人の学校が統合しますと、教員は 1 人配置となります。学校を統合せず合同授業をしますと、子ども 20 人に対して教員 2 人での授業が実施可能となり、よりきめ細やかな指導が実現するとともに疑似的なクラス替えなど多様な教育形態が可能になります。

(7) ICT の活用による他校等との遠隔授業

ICT を活用することで、離れた学校の教室をつなぎ、両校の児童・生徒が合同で学ぶことができます。本市では、オンラインで複数の学校間をつないで、読書のおすすめ本を紹介するベストブックバトルを実施しています。多様な考えに触れ、コミュニケーション能力や社会性を育むことができます。また、オンラインで企業や病院とつながり、講義をうけるという授業も実施しています。ICT の活用による遠隔授業は非常に有効と考えられます。

(8) 分校・分教室

交通機関が不便な地域や離島など本校から離れた場所に設置されることが多くあります。地域に根差した教育を継続する基盤となります。

小規模校が統廃合された際などに、旧校舎や本校から離れた場所を利用して設置する場合があります。

IV. むすびに

少子化の進行やICT化の進行など教育ニーズの多様化が進む中、本市の学校教育が将来にわたり持続可能であり、全ての子どもたちに最良の学びの機会を提供し続けるため、学校教育のあり方を検討することは避けて通れない喫緊の課題です。

本検討委員会では、令和7年7月から5回にわたり審議を重ねました。本市を取り巻く状況と教育の現状と課題の分析を行い、一層少子化が進む本市の教育水準を維持向上するため本答申をまとめました。

この答申は単なる施設の効率化に留まらず、質の高い教育を提供し続けるための、羅針盤となるよう検討いたしました。さらに、現在議論が進められている次期学習指導要領で示された課題等にも対応できるよう検討いたしました。

また、新たに策定した河内長野市教育大綱は、「誰一人取り残さない『こどもまんなか教育』の実現」を基本理念としており、この理念を実現するための一つの方策として、柔軟な教育課程で学ぶ「学びの多様化学校」の設置に取り組む必要もあると考えます。学校に通いにくい児童・生徒に応じた配慮が必要だと認められる場合には、学習指導要領の基準に縛られず柔軟な教育課程で一人ひとりに合った学びの場を保障することが必要です。

最後に、学校統廃合などにより児童・生徒の通学距離が基準を超える場合について、通学の負担面や安全面などに配慮し、校区再編や調整区域の新設、スクールバス導入など通学に関する支援が必要になります。また、中学校における通学手段として自転車通学の可否も検討する必要があることを申し添えます。

河内長野市学校教育のあり方検討委員会委員名簿

分野	氏名	所属等	備考
学識経験者	水本 哲也	大阪教育大学	会長
	片山 繁一	大阪体育大学	副会長
学校長	森 知佐登	小山田小学校長	
	上田 孔士	東中学校長	
P T Aの関係者	井之上 佳美	三日市小学校 P T A 会長	
	米谷 仁志	加賀田中学校 P T A 会長	
関係団体の関係者	中谷 栄治	美加の台中学校学校運営協議会会長	
市民	東 昇	公募委員	

河内長野市学校教育のあり方検討委員会 審議経過

	開催日	議事内容
第1回	令和7年7月22日（火）	・委嘱状交付 ・会長・副会長互選 ・諮問 ・審議の内容と検討委員会の進め方
第2回	令和7年10月21日（火）	・学校の更なる小規模化による学校への影響 ・学校と地域との連携 ・児童生徒の通学条件
第3回	令和7年12月23日（火）	・小学校のあり方
第4回	令和8年2月17日（火）	・中学校のあり方
第5回	令和8年5月19日（火）	・答申（案）